## IV - 2. 税制優遇制度

## 1. 日本の中央競技団体の法人形態と税制

SSF「中央競技団体現況調査」(2011)によると、中央競技団体の法人形態は、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人のほか、法人格をもたない任意団体がある。従来の形態に加え、2008年度より公益法人制度改革が進められ、社団法人および財団法人は、一般社団・財団法人、もしくは公益社団・財団法人への移行が求められている。なかでも「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(認定法)に定められた基準を満たしていると認められる法人は、行政庁より認定を受けて公益社団・財団法人となる。JAAF、JVAの両団体は、ともに公益財団法人として認定を受けており、そのため、以下の税制優遇を受けることができる。

新制度における税制としては、法人税において、「収益事業についてのみ課税」「認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税」「収益事業に属する資産のうちから、自らの公益目的事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄付金の額とみなし、損金算入とする」こととなっている。また、寄付税制の面では、国税において公益社団・財団法人が寄付優遇の対象になり、個人が公益法人に対して寄付をした場合には、寄付額を個人の所得の 40%相当額を限度に、寄付額から 5,000 円を差し引いた金額をその個人の所得から控除でき、法人が公益法人に対して寄付をした場合には、一定の割合を限度として損金算入することができる。地方税においては、個人住民税における寄付優遇の措置がとられ、都道府県および市区町村が条例で指定した寄付金を個人住民税の額から控除することができる。

## 2. 米国の中央競技団体の法人形態と税制

米国では、特別に非営利法人格を定めている州は少なく、一般的には法人設立後、内国歳入庁(Internal Revenue Service: IRS)に対して、書類による免税申請をおこない、IRSの審査後、税制上の優遇資格を得ることができる。免税特権が得られる団体は、内国歳入法(Internal Revenue Code: IRC)で規定されており、IRC501条 c 項 3 号では「宗教、慈善、科学、公共安全の検査、文学、教育、国内/国際アマチュアスポーツ競技の促進、児童および動物の虐待防止保護等の活動をおこなう法人、基金もしくは財団」を対象としている。この条項が適用される組織は、「501 (c) 3 団体」と略表示され、USATF、USAV ともに該当する団体である。

免税特権が付与されると、厳格な情報公開が義務づけられ、年間収入 25,000 ドル以上の団体は、Form 990 と呼ばれる書類を公開しなくてはならない。免税の内容としては、連邦所得税の免税や本来事業による所得だけではなく関連収益事業による所得も免税となるが、活動目的外の収益に関しては通常通り課税される。

501(c)3 団体への寄付については、法人では課税所得の 10%を限度に損金算入され、個人の出捐者については、課税所得の 50%を限度に寄附金額が所得控除される。

法制上、公益法人としての固有の法人類型が存在しない米国においては、日本のような公益性認定や監督規制のための特別な第三者機関ではなく、内国歳入庁が税法上の規程に基づき、免税資格の認定付与と監督規制をおこなう。